第 2 章 台東区の子供・若者・ 子育で家庭を 取り巻く状況

1 統計データからみる状況

(1)人口の状況

① 総人口・年少人口の推移と推計

本区の総人口は増加傾向にあり、令和6年では213,486人となっています。令和7年以降も 増加傾向が続き、令和11年は219,281人となることが見込まれています。

■人口の推移・推計



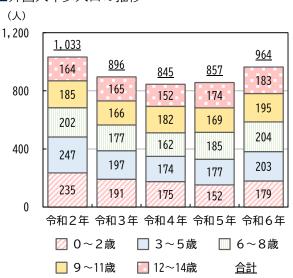
資料:台東区住民基本台帳(各年4月1日現在)、令和7年は「台東区の将来人口推計」の推計値、 令和8~11年は「台東区の将来人口推計」における推計値から直線補間等により算出

本区の外国人人口は令和4年以降増加傾向にあり、令和6年では18,663人となっています。 外国人年少人口も令和4年以降増加傾向にあり、令和6年では964人となっています。

■外国人人口の推移



■外国人年少人口の推移

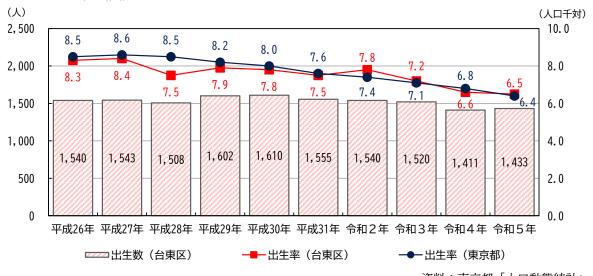


資料:台東区住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 出生数・合計特殊出生率の推移

本区の出生数は平成30年以降減少傾向にあり、令和5年では1,433人となっています。 また、出生率は平成27年以降減少傾向にあり、令和5年では6.5となっています。

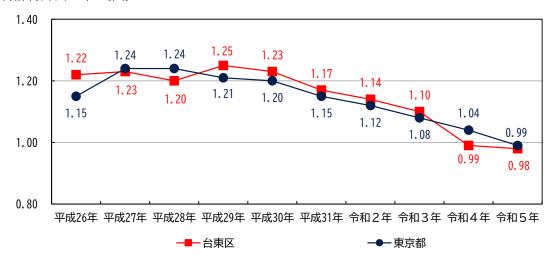
■出生数・出生率の推移



資料:東京都「人口動態統計」

本区の合計特殊出生率は平成29年以降減少傾向にあり、令和5年では0.98となっています。

■合計特殊出生率の推移



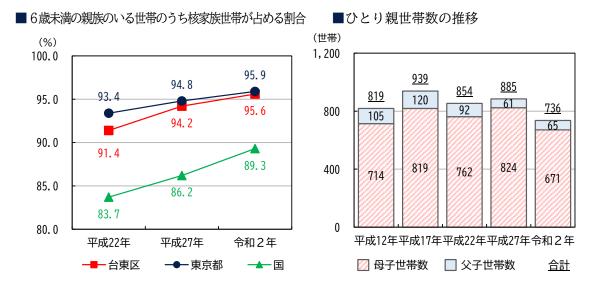
資料:東京都「人口動態統計」

(2)子育て家庭の状況

① 世帯の状況

本区の6歳未満の親族のいる世帯のうち核家族世帯が占める割合は増加傾向にあり、令和 2年では95.6%となっています。

ひとり親世帯数は令和2年で母子世帯数が671世帯、父子世帯数が65世帯となっています。

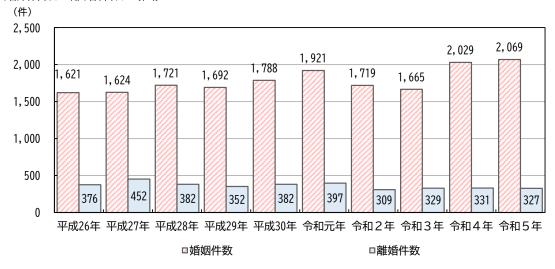


資料:国勢調査

② 婚姻件数・離婚件数の推移

本区の婚姻件数は令和3年以降増加傾向にあり、令和5年では2,069件となっています。 離婚件数は平成27年以降減少傾向にあり、令和5年では327件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

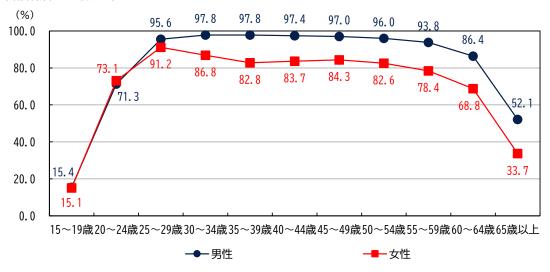


資料:東京都「人口動態統計」

③ 年齢階層別労働力率の状況

令和2年度における本区の年齢階層別労働力率をみると、30~34歳以降の年齢階級で男性が女性を10ポイント以上、上回っています。

■年齢階層別労働力率



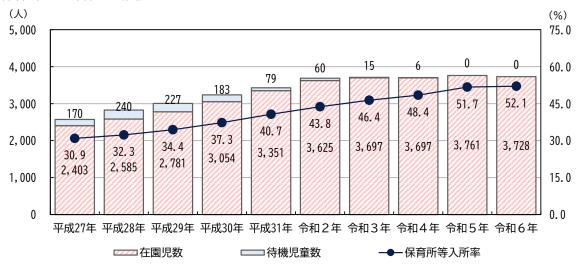
資料:国勢調査

(3)保育所・幼稚園等の状況

① 保育所等入所者数

本区の保育所等の入所者数は増加傾向にあり、令和6年では3,728人となっています。待機 児童数は平成28年以降減少傾向にあり、令和5年以降「待機児童ゼロ」を達成しています。

■保育所等入所者数の推移

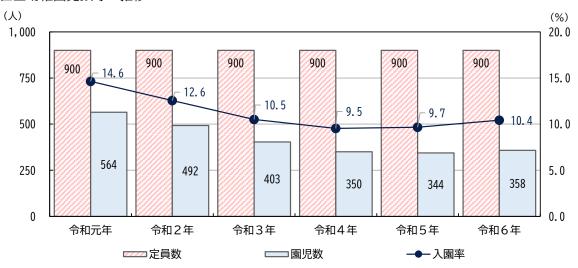


資料:台東区「行政資料集」 ※保育所等入所率は0~5歳人口に対する園児数の割合。

② 区立幼稚園児数等の推移

本区の区立幼稚園児数は減少傾向にあり、令和6年では358人となっています。入園率は令和4年以降増加傾向にあり、令和6年は10.4%となっています。

■区立幼稚園児数等の推移

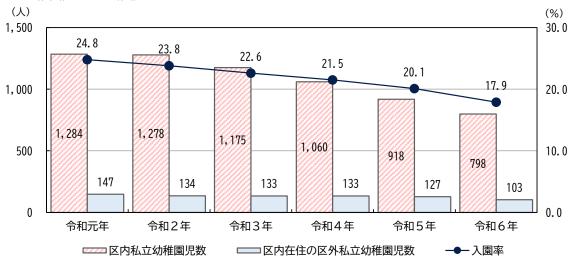


資料:学務課(各年5月1日現在) ※入園率は3~5歳人口に対する園児数の割合。

③ 私立幼稚園児数等の推移

本区の区内私立幼稚園児数は減少傾向にあり、令和6年では798人となっています。区内在住の区外私立幼稚園児数は減少傾向にあり、令和6年では103人となっています。区内在住園児の入園率は減少傾向にあり、令和6年は17.9%となっています。

■私立幼稚園児数等の推移



資料: 庶務課(各年5月1日現在) ※入園率は3~5歳人口に対する園児数の割合。 ※区内私立幼稚園児数は、区内・区外在住園児数の合計です。

④ 区立・私立認定こども園児数(短時間保育)の推移

本区の区立・私立認定こども園児数(短時間保育)は減少傾向にあり、令和6年では170人となっています。入園率は減少傾向にあり、令和6年は4.9%となっています。

■区立・私立認定こども園児数(短時間保育)の推移



資料:学務課(各年5月1日現在) ※入園率は3~5歳人口に対する園児数の割合。

(4) 小学校・中学校の状況

① 区立小学校の児童数

本区の区立小学校の児童数は増加傾向にあり、令和6年度では7,087人となっています。

■区立小学校の児童数の推移

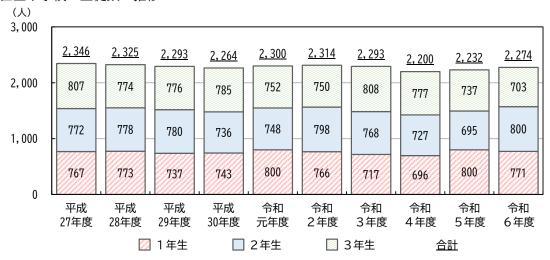


資料:台東区「行政資料集」

② 区立中学校の生徒数

本区の区立中学校の生徒数は令和4年度以降増加傾向にあり、令和6年度では2,274人となっています。

■区立中学校の生徒数の推移

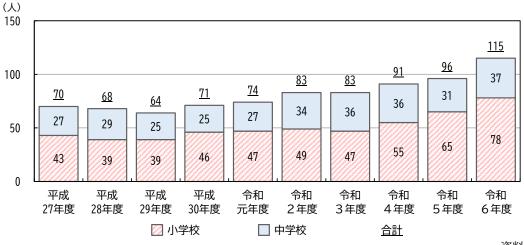


資料:台東区「行政資料集」

③ 区立小中学校特別支援学級の在籍児童・生徒数

本区の区立小中学校特別支援学級の在籍児童・生徒数は特に小学校において増加傾向にあり、令和6年度では小学校が78人、中学校が37人となっています。

■区立小中学校特別支援学級の在籍児童・生徒数の推移



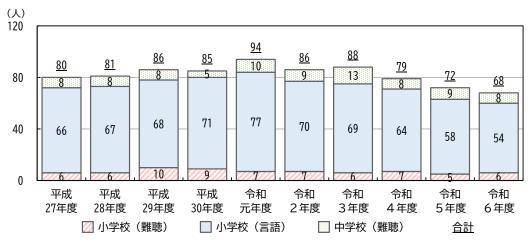
資料:学務課

※特別支援学級では、知的発達の遅れや、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活の活動に一部援助を必要とする児童・生徒を対象に、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな指導を行っています。本区では小学校4校、中学校2校に、知的障害特別支援学級を設置しています。

④ 区立小中学校通級指導学級の通級児童・生徒数

本区の区立小中学校通級指導学級の通級児童・生徒数は令和元年度以降減少傾向にあり、 令和6年度では小学校(難聴)が6人、小学校(言語)が54人、中学校(難聴)が8人となっ ています。

■区立小中学校通級指導学級の通級児童・生徒数の推移



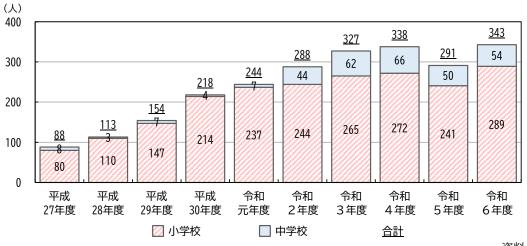
資料:学務課

※通級指導学級では、通常の学級に在籍し、きこえやことば等に課題のある児童・生徒が、決められた時間に学級に通い、それぞれの課題にあわせた指導を受けています。本区では、難聴に関する学級を小学校1校、中学校1校に、言語障害に関する学級を小学校1校に設置しています。

⑤ 区立小中学校特別支援教室の在室児童・生徒数

本区の区立小中学校特別支援教室の在室児童・生徒数は増加傾向にあり、令和6年度では 小学校が289人、中学校が54人となっています。

■区立小中学校特別支援教室の在室児童・生徒数の推移



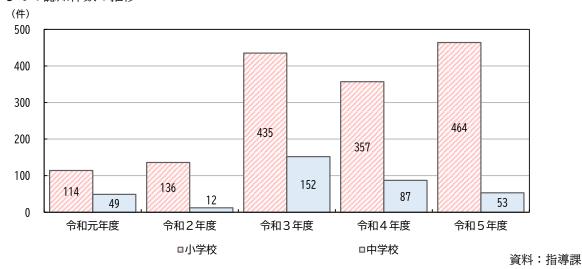
資料:学務課

※特別支援教室では、通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象に、在籍学級における 障害(診断の有無に関わらず、疑いや傾向を含む)による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一 部の時間、別の教室で指導を行っています。特別支援教室は、全ての小中学校に設置しており、在籍校で指導を 受けられます。

⑥ いじめの認知件数

いじめの認知件数は、令和5年度では小学校が464件、中学校が53件となっています。

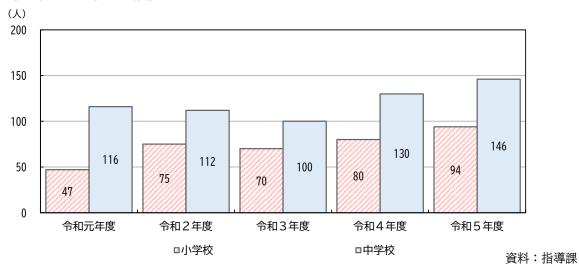
■いじめの認知件数の推移



⑦ 不登校の児童・生徒数

不登校の児童・生徒数は令和3年度以降増加傾向にあり、令和5年度では小学校が94人、中学校が146人となっています。

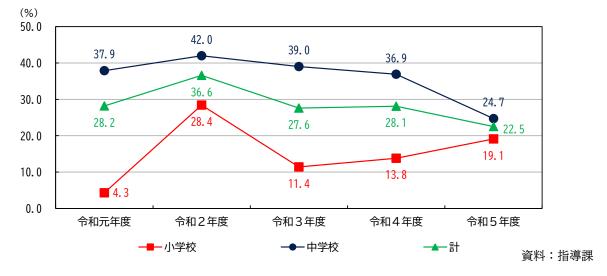
■不登校の児童・生徒数の推移



⑧ 不登校児童・生徒のうち、校内の相談機能・校外の関係機関等につながっていない割合

不登校児童・生徒のうち、校内の相談機能・校外の関係機関等につながっていない割合は、 令和5年度では小学校が19.1%、中学校が24.7%、計22.5%となっています。

■不登校児童・生徒のうち、校内の相談機能・校外の関係機関等につながっていない割合の推移



(5)支援を必要とする子育て家庭の状況

① 要保護児童の状況

本区の要保護児童に関する新規相談件数は増加傾向にあり、令和5年度では928件となっています。

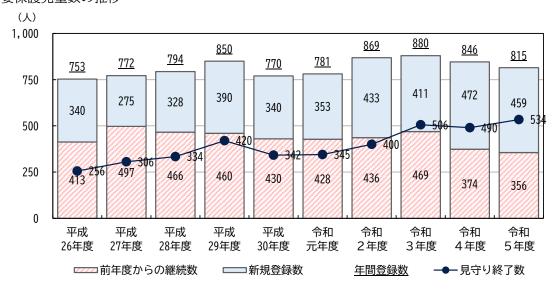
■要保護児童に関する新規相談件数の推移



資料:子ども家庭支援センター

本区の要保護児童数(年間登録数)は令和3年度以降減少傾向にあり、令和5年度では815 人となっています。

■要保護児童数の推移



資料:子ども家庭支援センター

② ひきこもりの状況

平成30年、令和5年に実施した「台東区次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果から 算出した、本区の「ひきこもり群」に該当する人数の見込みは、下記の通りです。

■「ひきこもり群」の定義、推計値

名称	生活状況	平成30年		令和5年	
		割合	推計人数	割合	推計人数
狭義の ひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビ	0. 78%	504人	0. 22%	163人
	二等には出かける				
	自室からは出るが、家からは出ない				
	又は自室からほとんど出ない				
準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に	0.76%	492人	1.32%	982人
	関する用事のときだけ外出する				
広義の	合 計	1.54%	996人	1.54%	1,145人
ひきこもり					

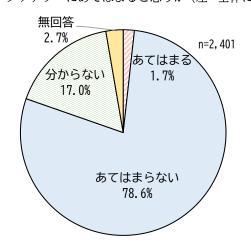
[※]平成30年は18~39歳の1,000人を対象として259人(25.9%)から、令和5年は18~39歳の2,000人を対象として454人(22.7%)からそれぞれ回答を得ました。

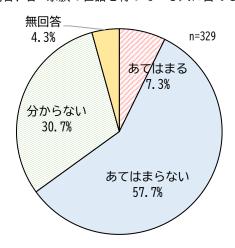
資料:台東区次世代育成支援に関するニーズ調査

③ ヤングケアラーの状況

令和5年に実施した「台東区ヤングケアラーに関する実態調査」の中では、中学生、高校 生相当年齢の人のうち、ヤングケアラーに「あてはまる」と回答した割合は1.7%(42人)と なっています。家族の世話を行っている人に限定すると、7.3%(24人)となっています。

■ヤングケアラーにあてはまると思うか(左:全体に占める割合、右:家族の世話を行っている人に占める割合)





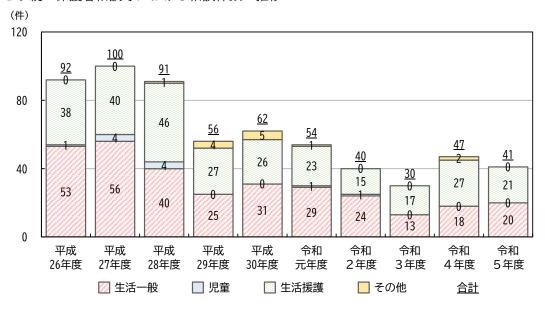
資料:台東区ヤングケアラーに関する実態調査

^{※「}割合」はいずれも有効回収数に占める割合です。推計人数は、「割合」に平成30年は平成31年4月1日現在の $15\sim39$ 歳人口64,694人を、令和5年は令和6年4月1日現在の $15\sim39$ 歳人口74,375人をそれぞれ乗じて算出しています。

④ ひとり親の保護者相談等における相談件数の推移

本区のひとり親の保護者相談等における相談件数は、平成27年度から令和3年度にかけて 減少傾向にありましたが、令和4年度に増加に転じ、令和5年度は41件となっています。

■ひとり親の保護者相談等における相談件数の推移

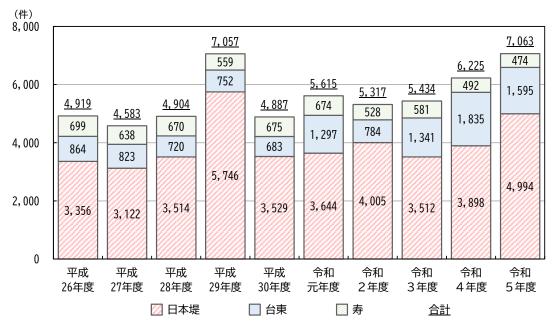


資料:台東区「行政資料集」

⑤ 子ども家庭支援センターにおける相談件数の推移

本区の子ども家庭支援センターにおける相談件数は令和2年度以降増加傾向にあり、令和 5年度では7,063件となっています。

■子ども家庭支援センターにおける相談件数の推移

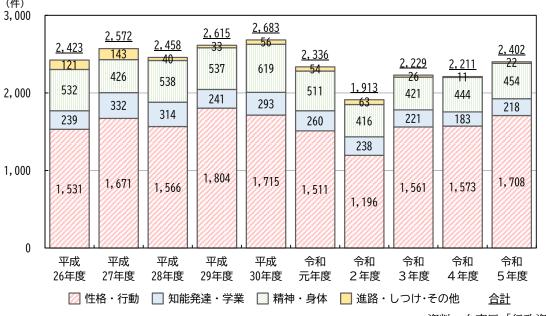


資料:台東区「行政資料集」

⑥ 教育支援館における教育相談件数の推移

本区の教育支援館における来所教育相談件数は平成30年度から令和2年度にかけて減少傾向にありましたが、令和3年度に増加に転じ、令和5年度は2,402件となっています。内容別では、性格・行動が増加しています。

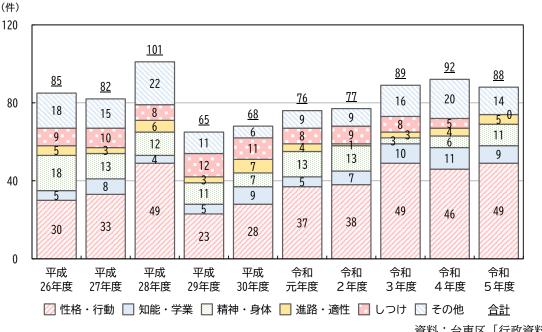
■教育支援館における来所教育相談件数の推移



資料:台東区「行政資料集」

本区の教育支援館における電話教育相談件数は平成29年度以降増加傾向にあり、令和5年度では88件となっています。内容別では、性格・行動が増加しています。

■教育支援館における電話教育相談件数の推移

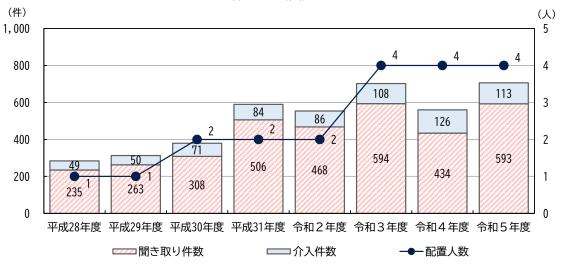


資料:台東区「行政資料集」

⑦ スクールソーシャルワーカーによる介入件数等の推移

本区のスクールソーシャルワーカーによる介入件数等は、事業開始年度である平成28年度 以降増加傾向にあり、令和5年度は過去最多となっています。そのため、令和6年度からは、 スクールソーシャルワーカーを7名に増員して対応にあたっています。

■スクールソーシャルワーカーによる介入件数等の推移



資料:教育支援館

⑧ スクールカウンセラー相談件数の推移

本区のスクールカウンセラー相談件数は令和2年度以降増加傾向にあり、令和5年度では 小中学校合わせて、22,390件となっています。内容別では、不登校が増加しています。

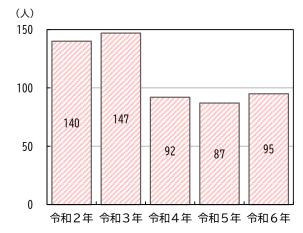
■スクールカウンセラー相談件数の推移(本件数は小中学校の合算件数)



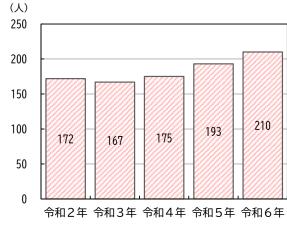
⑨ 障害のある子供の状況

本区の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は令和6年では95人となっています。 18歳未満の愛の手帳(東京都療育手帳)所持者数は令和6年では210人となっています。

■18歳未満の身体障害者手帳所持者数の推移



■18歳未満の愛の手帳(東京都療育手帳)所持者数の推移



資料:台東区「行政資料集」(各年3月31日現在)

2 現状からうかがえる課題

(1)子供の権利を保障するための施策

全ての子供の権利が守られることは「こどもまんなか社会」の実現にあたり大前提であり、 本区においても最優先に取り組むべき施策であるといえます。子供の権利保障について、子 供や若者、子育て当事者だけでなく、全ての区民や区内の関係団体、事業者等に対し、意識 を高める取組が求められます。

ニーズ調査結果の中では、これまで、あるいは現在において虐待等が発生している可能性があることがうかがえます。子育て当事者の子育てに係る不安やストレスを軽減するための取組を進め、子供への虐待を未然に防止するとともに、虐待の早期発見、早期対応のための体制を強化することが必要です。

全国的にいじめの認知件数、不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、本区においても同様です。スクールカウンセラー相談においても、不登校や対人関係等に関する相談がみられます。 いじめの未然防止を図るとともに、いじめや不登校に悩む児童・生徒に対して、相談支援やカウンセリングの実施、居場所の提供等、きめ細かな支援を行う必要があります。

(2)安心して子供を生み育てられるための施策

ニーズ調査結果の中では、子供のことで気軽に相談できる人や場所がない人が一定数いることがうかがえます。子育てに関する悩みや不安は、子供のライフステージや家庭の状況等により様々であることから、包括的な相談支援体制を構築することが必要です。加えて、子育て当事者が子育てに関する支援サービスを適切に利用することができるよう、区や関係団体、関係機関等の取組について、インターネットやアプリ等といった、子育て当事者が閲覧、利用している頻度の高い媒体を通じて分かりやすく発信することが求められます。

また、子育て世帯において、経済的にゆとりがない世帯も一定数みられます。出産、育児 を希望する人がその希望を叶えたり、安心して子育てをすることができるよう、経済的な負 担を軽減するための取組も必要です。

そのほか、乳幼児健診を受診していない子供や子供の発達に対して心配している子育て当事者が一定数いることがうかがえます。子供の保健・医療や発達等に関する正しい知識の普及啓発を図り、子育て当事者の理解促進につなげるとともに、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療体制の確保等について、都や医療機関等と連携し整備を進めることで、母子の健康維持や必要に応じた迅速かつ適切な保健・医療サービスの提供を実現する必要があります。

(3)子供が必要な教育・保育を受けられるための施策

今後、年少人口の増加が見込まれることや令和3年から令和4年にかけて婚姻件数が増加していること、教育・保育サービスの過年度の利用状況やニーズ調査での利用意向等を踏まえ、計画期間中の教育・保育サービスの量を適切に見込む必要があります。特に、一時預かり事業において、ニーズの高まりがうかがえます。

ニーズ調査結果の中では、保育サービスが利用できないため就労していないケースがみられます。また、教育・保育時間外の習い事の実施や預かり保育時間の拡大等を求める意見がみられます。年少人口や教育・保育サービスの利用状況、子供や子育て当事者のニーズの動向を注視し、「保育所待機児童ゼロ」を維持することが必要です。加えて、担い手となる保育士等の人材の確保、配慮を必要とする子供へ適切に対応するための専門的な知識やスキルの獲得支援を行うとともに、保育士等が働きやすい環境の整備や負担軽減を進めることで、サービス提供体制の充実やサービスの質の向上を図ることが求められます。

(4)子供・若者の健全育成のための施策

ニーズ調査結果の中では、学校の授業がわからない児童や生徒が一定数いることがうかがえます。また、学校の授業がわからなくなった時期について、中学1年生や高校生という回答が多くなっています。「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等の接続期特有の問題を抱える児童や生徒を早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

また、授業が終わった後に行きたい場所として、スポーツができる場所やインターネット、 ゲーム等のコンピュータ機器が使える場所等が求められています。国の指針では、子供・若 者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが居場所になり得るとされており、遊びや体験活 動、小学校始業前の朝の時間等、子供・若者が安心して過ごすことができる居場所づくりを 進めることが必要です。

さらに、相談相手が身近にいなかったり、各種相談窓口を知らない子供・若者がいることがうかがえます。相談窓口の周知を図るとともに、悩みを抱えた際は何でも気軽に相談してもよいという認識を啓発することが必要です。

(5)誰一人取り残されないための施策

障害等の有無に関わらず、子供の希望や特性に応じて教育・保育を受けることができるよう、関係課、関係機関と連携し、乳幼児期から高等学校等の卒業後の就労支援まで切れ目のない支援体制を整備する必要があります。また、区民や関係団体、事業者等に対し、障害に関する理解を深める場や機会を設けることが必要です。

ニーズ調査結果の中では、経済的に困窮している子育て世帯があることがうかがえます。 子供の現在や未来が、生まれ育った家庭の経済状況により左右されることのないよう、経済 的支援だけでなく、生活支援や教育・就学支援等、子供の貧困対策を総合的かつ効果的に推 進することが求められます。

また、ヤングケアラーであると思われる子供がいることがうかがえます。関係課、関係機関と連携し、状況把握を進めるとともに、分野を超えた包括的・総合的な支援体制を整備する必要があります。

さらに、外国人人口、外国人年少人口が増加しています。子育てに関する支援サービスを 適切に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、必要に応じて状況把握や相談 支援を行う体制を整備する必要があります。

(6)子育て環境を整備するための施策

ニーズ調査結果の中では、地域全体で子育てをしていくにあたって、保育所、幼稚園、認定こども園に対し最も期待することとして、行事を通じた交流が挙げられています。地域の施設や区民が子育てに関わる仕組みづくりを進めるとともに、子供が事故や犯罪、災害等の被害にあわないようにするため、子供の育ちを地域ぐるみで見守り、支える体制づくりが必要です。

また、核家族世帯や共働き世帯が増加し、仕事と子育ての両立を支援するための取組が一層求められています。育児休業制度や短時間勤務制度、子供の看護休暇制度の導入や女性の就労継続に対する職場内の理解促進、男性の育児参画等、関係機関と連携し、区内の事業者に対し仕事と子育てを両立しやすい制度の導入促進やワーク・ライフ・バランスの推進を働きかけていく必要があります。加えて、男性の育児参加に関して広く周知し、父親と母親が等しく仕事との調和を図りながら子育てに関わることができる環境づくりを進める必要があります。

さらに、飲酒・喫煙の経験がある、また、薬物に対する理解が不足している児童・生徒がいることがうかがえます。飲酒や喫煙、薬物が心身に及ぼす影響に関する啓発を行い、未成年者の飲酒、喫煙、薬物の乱用を防止する必要があります。

加えて、子育て世帯が安心して生活を送ることができるよう、住まいの確保や居住環境の 向上を図る必要があります。